

○伊賀市民美術展覧会審査員要綱

平成18年5月2日告示第101号

改正

平成20年5月22日告示第102号

伊賀市民美術展覧会審査員要綱

(目的)

第1条 伊賀市民美術展覧会出品作品の審査等をするため、伊賀市民美術展覧会審査員（以下「審査員」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募作品の中から入選作品の決定に関する事。
- (2) 入選作品の中から入賞作品の決定に関する事。
- (3) 作品講評会に関する事。
- (4) その他、審査等に関し必要な事項

(委嘱)

第3条 審査員は、伊賀市民美術展覧会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦により、伊賀市長が委嘱する。

2 審査員の任期は、委嘱した日から当該年度末までとする。ただし、連続しての再任は2年までとする。

(定数)

第4条 審査員の各部門の定数は、次のとおりとする。

- (1) 絵画 3名以内（ただし、市内審査員は1～2名とする。）
- (2) 彫塑工芸 4名以内（ただし、市内審査員は1～2名とする。）
- (3) 写真 3名以内（ただし、市内審査員は1～2名とする。）
- (4) 書道 3名以内（ただし、市内審査員は1～2名とする。）

(審査主任)

第5条 審査員は、部門ごとに審査主任を互選で選任する。

2 審査主任は、その部門の審査を主宰する。

(運営委員との兼任禁止)

第6条 審査員は、運営委員を兼任することはできない。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この告示は、平成18年5月2日から施行する。

附 則（平成20年5月22日告示第102号）

この告示は、平成20年5月22日から施行する。